会 議 録

in ion and			
会議の名称		小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局		小金井市教育委員会指導室	
開催日時		令和2年3月30日午後3時から午後4時25分まで	
開催場所		小金井市商工会館 2 階 大会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、尾高委員、日 野委員、志波委員、川畑委員	
	事務局	浜田指導室長、西尾指導主事、増田指導係主事	
傍聴の可否		一部不可 · 不可	
傍聴者数		3 人	
会議次第		 教育委員会あいさつ 事務局からの説明 主な協議内容 事務連絡 	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)		別紙のとおり	
提出資料		(当日配布) 資料1 次第 資料2 小金井市いじめ防止対策推進条例(案) 資料3 小金井市いじめ防止対策推進条例(案)第3 回検討委員会からの変更について	

- 1 教育委員会あいさつ
- 2 事務局からの説明
 - *事務局より第4回の会議録の確認、配布資料(条例案)、 今回の協議内容について説明した。
- 3 主な協議内容

小林委員長

ここまでの説明の中で何かあるか。

日野委員

第15条の下線が引かれているいじめ又はいじめと同様の事態のところだが、いじめといじめの同様の事態は何となく似ている感じがする。いじめ又はいじめの疑いのあるなどにするのはどうか。

尾高委員

疑いのある時点で協力要請をできる方が良いのではないか。

事務局(西尾)

この条例の中のいじめの定義は、児童等、つまり市立小・中学校の児童・生徒を対象にすることになるので、いじめとしてしまうと国立や私立の児童・生徒たちには関係なくってしまう。そこで、国立や私立の児童・生徒との間において小金井市で定めているいじめが起こったときという意味らいで、いじめと同様の事態とした。心身の苦痛を感じるもいで、いじめであるので、国立や私立の児童・生徒との間でそのような思いをしたというものは全ていじめと同様の事態であり、訴えがあったものも全ていじめと同様の事態という扱いになる。従って、いじめの疑いもいじめと同様の事態の中に含まれるというつくりになっている。

小林委員長

この後の協議、意見交換だが、前文、財政的措置、協力要請のところを扱っていくということでいかがか。まずこの3つを協議し、更にそこで扱わなかったところをまた改めて意見をもらうという形で進めたいが、いかがか。

それではまず前文から、2段落目の「小金井市では、平成21年に」という部分にこれまでの取組が教育委員会から書き加えられた。松嶋委員の方から改作の趣旨などを説明してもらい、みなさんにも目を通してもらいたい。

松嶋委員

1月24日の会議でも色々な意見が出た。市が加えたのはどこか。

尾高委員

平成21年と平成24年のところか。

松嶋委員

前回は平成24年を入れた。

事務局(西尾)

基本方針ができたのは平成26年だった。

松嶋委員

複雑化、深刻化となっていたが平坦な文に直した。いじめ は複雑になり、深刻な事態も見られ、と直した。「また、」が 多かったので、そこも直した。私は国語の教師なので読点が やたらと多くなるのだが、意識して断腸の思いで読点を減ら した。本当は読点の位置は文科省でも決まっていなくてルー ルもないのだが、自分のルールに則り、文字数が少ないとこ ろで読点が多いところではだいぶ減らしてみた。そしてみな さんの意見を汲んで直してみた。言葉を直すだけではなく、 音読を何回もして、リズムがおかしくないか確認した。前文 はそういうところも大事かと思った。書き加えられたところ で新しく添削が必要だと思ったのは、「平成24年に「いじ めのないまち、小金井」を宣言し、」の、しを削るくらいか。 「制定し、宣言し、唱え、」では文法的には合っているがリ ズムが悪くなる。「制定し、宣言、唱え、」とするのはどうか。 「いじめのないまち 小金井」とか「いじめのない 小金井 市」の間に空白がある。私は入れなかったが、これはなぜ入 ったのか。

事務局(西尾)

小金井宣言は、いじめのない、空白、小金井という宣言名なので空白を入れた。「いじめのない 小金井市」はそれに合わせて空白を入れたが、詰めることは可能である。

松嶋委員

固有名詞でロゴみたいなものであれば空白を入れても良いが、不自然に感じる。「いじめのない 小金井市」の空白はなくて良いかと思う。

事務局(西尾)

それでは「いじめのない 小金井市」は空白を詰める形にする。

小林委員長

宣言、で良いか。

松嶋委員

それくらいかと思う。これ以上ひねくり回すと何だかおか しくなる。

小林委員長

かえってリズムも狂う。

志波委員

前文の2行目に未来、6行目にも未来とある。前半は、未来をも壊す、ということで、これは子どもの未来ということになる。それに対し後半は、未来を担う、子どもだけではなく社会全体の未来を担うという風に読めるので、意味合いが違う気がする。将来など、別の言葉にするのはどうか。

松嶋委員

後半の未来は「いじめのないまち 小金井」の宣言の中に 出てきた言葉なので、これは崩せないと思う。しかし、前半 は将来、その子の未来という意味になる。他の言葉、夢とか 将来というようなニュアンスになる。将来が良いと思う。 小林委員長

よろしいか。上の方の未来を将来にする。他はいかがか。

日野委員

2段落目だが、「小金井市いじめ防止基本方針を唱え、」のところを「策定し」とするのはどうか。

松嶋委員

前回は策定しだったが、「唱え」に変えた。

日野委員

「いじめのない小金井市の実現に取り組んできました」というところだが、いじめのないところを目指しているという意味で、「実現に向けて」とするのはどうか。

松嶋委員

実現を目指してとか、実現に向けて、ということか。

日野委員

はい。それ以外のところは本当に素晴らしいと思う。

小林委員長

先程の、制定し、宣言、唱え、というところだが、唱えが 入ることでやわらかく感じる。これは好みかもしれないが。

尾高委員

声に出してみると、唱えの方が話しやすい気がする。

小林委員長

前文についてはこれで良いか。

事務局(西尾)

今、確認したのだが、最後の「夢と希望を持って」のもつ は平仮名になる。

小林委員長

次に移る。第5条第2項に適切な財政的措置を講じると入れることだが、これでよろしいか。

事務局(浜田)

市に確認したが、入れること自体は良いということである。

小林委員長

そこの含みはわかっている。

3番目に第15条、市立学校とそれ以外の学校との間で問題が生じた場合である。先程、いじめ又はいじめと同様の事態という言葉が出てきた部分だが、この趣旨は、市立学校の児童・生徒に限らず、他の国立や私立の学校も含めて課題が生じたときに協力要請ができるということである。改めてこの第15条はいかがか。

川畑委員

これは入れた方が良いと思う。

尾高委員

北区とか色々と調べてみたが、これが今のところ精一杯なのか。本当はフリースクールとかの教育機関も入れてほしかった。

小林委員長

今のことで言うと、社会教育も含むという形になるのか。

尾高委員

はい。社会教育といった機関も本来はあってほしかった。

松嶋委員

先程のいじめと同様の事態というのは国立や私立の児童・生徒との間のことだが、先程、提案のあったいじめの疑いがあるというのは、今までの議論とは違いがあるような気がする。いじめと同様の事態だと、明らかにいじめという事態になったときは協力要請がかけられるけれど、疑いの段階ではかけられないというように受け取られたら、私たちの気持ちとは違うことになる。それをフォローするところは他にあるのか。第2条では心身の苦痛を感じているということで疑いという言葉は使っていない。疑いという言葉はなくて良いのか。このような話で落ち着いて良いのか。

小林委員長

法律では、被害者が心身の苦痛を感じていれば、いじめであるとなっている。いじめの疑いということになると、誰がいじめかいじめでないかを決めるという論議ではなくて、被害者が苦痛を感じているから、本人がいじめだと言っているから、ということになる。

松嶋委員

第15条でわざわざ曖昧な表現に戻さなくても良いのではないか。

小林委員長

上の方のいじめは児童等に絡んでということである。

尾高委員

いじめの防止に関しては協力要請ができない、いじめが起こってから協力要請ができるということなのか。いじめ防止に関しての協力要請は考えていないのか。

小林委員長

考え方としては第三者委員会が設けられるなどの事案が起こり、調査協力を依頼したいときにスムーズに進むためということである。国立や私立だからできない、違うということは言わないでほしいという意味だと思う。これは向こうが被害者だと言っている場合も成立するのか。

事務局(西尾)

例えば生活指導主任研修会は公立の小・中学校だけでなく、学芸大附属の小・中学校も参加している。他にも市内の国立や私立の学校と連携して行事などを行っている。公立の先生と私立や国立の先生が切り離されているわけではなく、例えば人数が少ないため合同で部活動を行っている中学校もある。重大事態になる前に小さなところから公立と私立や国立の学校間で連携をとる体制はできていると思う。このようにきちんと明記することで、よりしっかりと進んでいけるのではないかと考えている。

小林委員長

後半にいじめの防止及び解決に向けてとあるので、防止が入っている。先程、社会教育を確認したのは、川崎の事件は

見ようによってはいじめとも言えるからである。この件を一番つかんでいたのは児童館、親の方をつかんでいたのは児童 相談所、このように福祉エリアがつかんでいて、警察もつかみかかっていたが、結局は救えなかった。福祉領域まで被せるのであれば社会教育ということになる。そこまで広げると変になるだろうか。

原田副委員長

連携を妨げるのではなくて、正式に市が乗り出すときの根拠を定めているのがこの条文の目的だと思う。ここだけ広げると趣旨がぼやけるのではないか。

事務局(浜田)

第5条の市の責務で「関係する機関及び団体と連携して」 となっているので、児童館はここに入るのではないか。

小林委員長

市の機関であればこれを基に責務を有することにできる。

事務局(西尾)

児童館の職員と学校の先生が話し合う機会として年1回の子ども支援ネットワーク会議があり、毎年いじめのことを話題にしている。また、子ども家庭支援センターが行う要保護児童対策地域協議会でも、教育委員会、市内の生活指導主任の代表の先生、児童館の職員が参加するので、色々と情報を共有したり連携を図ったりする場はある。

尾高委員

今、学童の職員がだいぶ減らされている。いざというとにれている。いざ童の職員がだいぶ減らされている、学童の職員にないか。今、聞いている、学童ではないか。今はこうなっている、実際している。などではないらればというのは無責任できるもないときに、ある程度カバあるもないときに、ある程度カバあるしている。とと、親にも大生とがあるとと、他の学校とこれのからときではある。とはあるとと、他の学校とこれのかは起こったときではいじめがは起こったがあいたとでもいじめがは起こったがあいたのではないのがよいである。とい方向にしまいとものとといる。とい方向にしましょうといるとといる。とい方向にしまいけない。色々なとこの状態で満足している。とい方の状態で満足していけない。のとこの状態ではそれをすり抜けていいか。

事務局(西尾)

このように連携をしているから大丈夫だという意味で発言をした訳ではない。このような機会があることをみなさんに知らせるつもりで発言した。仮に学童でいじめが起こったら学童だけで解決することではない。学童でのいじめでも、解決に向けて学童から保護者へ連絡が行き、同じクラス、学年、学校で起こったのであれば、学校にも連絡が行くだろう。学校から指導が入るだろうし、関わった子どもたちについて

学校で注意しながら対応をとるだろう。いじめが起こらないことがベストである。しかし、いじめが起こったとき、解決に向けてさまざまな機関との連携することが必要であることを理解してもらうことがこの条例の意義である。いじめの防止とは見回りだけではなく、学校での教育、家庭での教育、様々ないじめ防止に向けての取組がある。関係機関があるから小金井市は大丈夫であるという認識ではない。

志波委員

第12条の対策連絡協議会であるが、このようなあちこちからたくさん集まって構成される会議というのは、表面的に終わってしまうきらいがある。ここにはもう少し運用で生かせるようなことを考えてもらいたい。

小林委員長

例えば川崎の事件では、虐待があり、複数の学校が関わり、 福祉エリア、警察エリア、そして学校エリアが関わるという 事件だったのでとても象徴的だった。そのため条例ではなく 市長の判断で市全体の相談システムをがらっと変えること になった。今も残っているか分からないが、事件後に精神保 健センターの保健師が学校を回ることになった。保健師は生 まれる前からその子について知っているからである。小さい ときからの家庭の情報をつぶさに知っている人たちが学校 を回るというシステムを虐待防止という観点から入れた。保 健師は精神科医に通っている方のことも情報としてつかん でいる。個人情報だから絶対に言わないが、相談により接し 方についてアイデアをもらえるかもしれない。そのような役 割をもっている人を生かさないといけない。小金井市にいる 人材をどのように生かしていくのか、これが運営の部分であ る。第12条の内容は教育委員会だけでなく、市長の判断に なるくらい大きなことという気がする。

原田副委員長

第5条のいじめの防止等のための他団体との連携についての確認だが、いじめとは市立小・中学校のことであり、市内の国立や私立の学校との連携は第15条で想定しているので、これは条例の限界ということになるが、第5条があるからと言って市の外まで行って連携することを求めている訳ではないという見方で良いのか。

小林委員長

そうだろうが、運用の仕方でもあるだろうし、そのような場合は教育委員会の教育長の裁量ではなく、市長が音頭をとることだと思う。

日野委員

第3条第4項の保護者、市民等というところだが、先程話題になった機関や専門的知識をもつ人々なども入れたら良いのではないか。

原田副委員長

第2条で用語を定義しているので、加えるのであれば第2

条である。第2条で定義した上で加えるのであれば構わない と思うが、そこに言葉を足すことで整合をとれなくなるかも しれないので大きな議論になる。

尾高委員

立川市では定義として、1がいじめ、2が子ども、3が保護者、4が学校、5が市立学校、6に市民、7に事業者等、8に関係機関というように、細かく分けている。

小林委員長

NPOも入っている。

尾高委員

ここまで広げるのか、細かく規定するのか、ざっくりして しまうのか、曖昧さを残すのか、きっちり大元で分けて決め てしまうのか、どうするべきか。

松嶋委員

小金井市の場合は6に市民等があって、定義として事業活動を行う法人及び団体としている。

原田副委員長

先程、指摘のあった専門家などは、その他の関係者に含まれるという解釈で間違いはない。その人たちを排除するという解釈はできない。どこまで例示するか。

尾高委員

曖昧さを残すということなのか。幅を残すということなのか。

原田副委員長

ご懸念の関係者が外されるということはない。どこまで含まれるということに関しては曖昧さがあるかもしれない。必要とされる人がここに書いていないことにはならない。

松嶋委員

また第2条から議論するのかと思った。

尾高委員

私が気にしているのは、保護者の定義で現に監護するものを入れているところが多いことである。親権の後に、親権を行うもの、未成年後見人、現に監護するものとなっているので、現に監護している子どもがいじめにあったときに訴えを起こせる。現に監護するものが虐待、いじめを行ってはいけないということが定義されているところもある。小金井市はどうするのか。

原田副委員長

この条例では、保護者の権利を定めるというより、保護者に責務を負わせるということになっている。事実上の状態の人に条例でそこまで責務を負わせるのは危険ではないかという話をした。第8条で第一義的責任を有するものと言い切っているが、本当に事実上の方に第一義的責任まであるのか。それを入れるにはかなりの調査や議論が必要である。事実上の方が第一義的責任を有するということに対して、私は消極である。

尾高委員

現に監護しているもの、例えば祖父母が含まれる。あとは 施設にいる場合か。

原田副委員長

そのような方が事実上、好意的に関わっているとき、第一義的な責任を負っているとなるのか。法的には何の責任もなく、困っているから助けてくれている人に、あなたにまず一番の責任があるとするのは行き過ぎではないか。第8条はある程度限定しておかないといけないと思う。

尾高委員

第一義的責任とは一般的にどのようなものを指すのか。

原田副委員長

まずあなたが責任者であるということである。

小林委員長

これは加害について書いてある。

原田副委員長

あなたが責任者だから、まず指導しなさいということになる。事実上の関係しかない人に対して、あなたがまず責任者なのだからという話になったら、むしろ関わらない方が良いということになるかもしれない。そういう方向の話を導かないか、懸念がある。

小林委員長

離婚調停中という話のときはややこしくなるのか。

原田副委員長

離婚調停中ではどちらも親権者ということになる。

川畑委員

祖父母が見ている場合もある。誰が責任をとるかということになるとすごく難しい。

日野委員

「子の教育についての第一義的責任を有するものであり」 という部分を取るのはどうか。

原田副委員長

第8条第2項にも責務が示されている。これはあまり小手 先の議論ではないと思う。事実上の関係者でしかない人に法 的責任をも負わせるのは適切なのかはかなり踏み込んだ議 論が必要になる。

尾高委員

分かった。ちょっとした懸念があった。

小林委員長

他にはいかがか。

日野委員

第3条第4項のその他の関係者というところに、関係機関も入れるのはいかがか。関係機関とすれば児童相談所なども含まれ、全て入っているという形になる。

小林委員長

市民等の中に、市内に在住、在勤又は在学しているもの及び事業活動を行う個人、法人及び団体とある。

日野委員

事業活動ではない活動を行っているが関係している機関があるのではないか。

原田副委員長

それを入れるデメリットはない。原案より狭まるということはない。

小林委員長

どちらが先が良いか。その他の関係機関、関係者が良いか。 関係者の上に関係機関を入れる。

日野委員

第5条の「いじめ防止等のための対策を策定し、及び総合 的効果的かつ」の及びはいらないのではないか。

原田副委員長

市の文書審査で確認してもらう方が良いのではないか。

小林委員長

確認だが、第3条第2項の「主体的」は「積極的」に変えることでよかったか。他はいかがか。

尾高委員

情報の扱いについて、調査の情報を漏らさないということをこのまま入れていない状態で良いのか。

川畑委員

色々な機関で個人情報を扱う委員会があるが、小金井市は他市と比べるとすごく厳しい。出た資料は全て元に戻すことになっている。要保護児童対策地域協議会のときも関係委員以外の人には資料が渡されず、細かい情報は洩れない。協議会の中で運用していく方が間違いはない。

小林委員長

市の個人情報保護条例はあるのか。

事務局(浜田)

はい。

小林委員長

他はいかがか。

志波委員

第14条第2項に調査の結果を市長に答申するとあり、第 6項で市長は答申があったときは小金井市議会に報告する とある。市議会への報告は外部にオープンになる機会であり 重要な項目になるので、これは第2項の次の方が良いのでは ないか。それ以下に組織をつくる内容にして、第2項と第6 項を連続させる方が良いのではないか。

事務局(浜田)

今のところは時系列にしている。

小林委員長

大きな流れを前の方にという意見である。

事務局(浜田)

協議して変えることはできる。

川畑委員

第2項の後に第6項をもってきた方がつながりはあると

思う。

松嶋委員

第1項の次に第4項で調査委員会とはこういうものであると示し、その次が第2項、第6項、第3項、第5項、第7項となるか。時系列だとまず初めに調査委員会を置くことができると言い、第4項の調査委員会とはどういうものかを第2番目、第2項が3番目になり、第6項が4番目、第3項が5番目、第5項が6番目になると本当の時系列になる。これで矛盾が生じるかは文書係で見てもらう。

事務局(浜田)

元の番号で言うとどうなるか。

松嶋委員

1、4、2、6、3、5、7の順になるか。第 5 項は委員の任期だから最後になるか。

原田副委員長

第13条と第14条はパラレルな部分もあるので、変えるのであれば両方見なければバランスが悪くなる。第14条第6項と同じような内容は第13条にはないので、第6項を動かすには第13条のことは考えなくても良い。構成の話を動かすと、第13条は第6項、第7項、第8項が後ろにセットに後ろになっているので、第13条と第14条を見ながら動かさないとバランスがおかしくなる。ただし順番を動かしても中身には影響しない。

小林委員長

預けるか。慌てて動かすのではなく、判断を任せた方が良いのではないか。少しいじってもらっても順番自体は良いようなので、どちらが良いのかは任せる。

原田副委員長

任せることに異議はない。第14条第6項がここに置かれているのは第7項にも市長とあるので市長の話を第6項、第7項と2つ並べたように見える。その辺りを動かすかどうかは任せても良いのではないか。

尾高委員

分かりやすければ、読みやすければ、何よりも、使いやすければ良い。

日野委員

第11条のいじめ防止等のための対策に関するというところだが、基本方針を踏まえてという段階になったときにはある程度の具体性が求められる。対策の前に具体的と入れるのはどうか。

小林委員長

いじめ防止等のための具体的対策に関する学校いじめ防止基本方針を定めるものとするということか。

日野委員

はい。学校で具体的にしていくという意図を踏まえ、具体 的対策とするのはどうか。

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録(第5回)

原田副委員長

その理解で合っているのか。基本方針という骨を定めて、 具体的対策は下に落としている方が自然に思える。具体的対 策に関する基本方針というのがあまりイメージできないの だが。

事務局(浜田)

各校で作成している基本方針はかなり具体的な内容になっている。問題はないと思う。

小林委員長

具体的対策とするか具体的な対策とするかは任せる。

4 事務連絡

- *この後、文書審査を経て、パブリックコメントを行い、次 回の検討委員会を開く。
- *次回の検討委員会の日程は今後調整する。

小林委員長

条例の文章自体を理解していくのはかなり骨の折れる作業であったが、みなさんの様々な知恵をいただきここまで来ることができた。あとはこれに魂を入れ、いかに実用性のある条例にしていくか、魂を入れようとする人の足を引っ張らないような条例にすることが一番大事であるという気がする。これから市民にお尋ねをして、さらに変化をしていくことになる。これまで半年間ありがとう。